

平成14年11月18日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課(室) 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱いについて

標記については、平成15年4月1日から支援費制度が実施されることとなり、身体障害者更生施設等においては現行の措置費から支援費に移行されることに伴い、平成14年度末時点における繰越金及び引当金並びに平成15年度以降における運営費等について、次のように取り扱うこととしたので、了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。

また、今回の取扱いについては、具体的な会計処理方法を含め後日正式に通知する予定であるが、本事務連絡に基づき速やかに準備を進められたい。

第1 平成14年度末時点において発生した繰越金等の取扱い

1 対象施設

身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(小規模通所授産施設及び福祉工場を除く。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(小規模通所授産施設及び福祉工場を除く。)及び通勤寮であって、平成14年度末までに開所した施設。(以下「身体障害者更生施設等」という。)

2 対象経費

対象となる経費は、「社会福祉法人経理規程準則」(昭和51年1月31日付社施第25号2局長連名通知の別紙1)第35条に定める平成14年度決算報告書の当該身体障害者更生施設等に属する施設会計貸借対照表中、繰越金(前期繰越金及び当期繰越金をいう。)及び引当金(人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をいう。)(以下「繰越金等」という。)とする。

なお、社会福祉法人会計基準等を適用している法人にあつては、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日付社援施第39号社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)の7により読み替えること。

3 繰越金等の使用

施設において、次のいずれかに繰越金等を使用する必要がある場合には、理事会の承認を得て使用することができる。

- (1) 措置制度から支援費制度への移行時における当該身体障害者更生施設等の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費
- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金が見込まれる場合の補填経費
- (3) 国庫補助事業など公的補助事業として行う当該施設に係る施設整備及び設備整備、在宅の障害者に対する生活支援等に資するための事業を行うために必要な拡張等の施設整備及び設備整備、身体障害者更生施設等の施設整備及び設備整備の法人負担分。
ただし、当該身体障害者更生施設等の施設支援が適切に行われており、かつ安定的運営が確保されている場合に限る。
なお、施設整備等に係る借入金の返済に充てることはできないので、留意すること。
- (4) その他当該施設の運営上やむを得ないものと認められる経費

4 繰越金等の使用に当たっての留意事項について

繰越金等の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 3の(1)関係

運転資金については、「身体障害者福祉法等に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(案)」に基づき、現に入所している利用者ごとの障害程度区別に算定された「指定施設支援に要する費用の額」（平成15年4月見込額）の概ね2か月分を限度として、使用することができる。

イ 3の(2)関係

欠損の発生原因が、他の社会福祉事業や法人本部等への繰入など当該施設に属さない事由により欠損金が生じる場合は、使用することができない。

ウ 3の(3)関係

(ア) 「国庫補助事業」とは、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）の第2の3に定める整備区分に掲げる施設整備及び交付要綱の第2の4に定める整備区分に掲げる設備整備とする。

(イ) 「公的補助事業」には、地方公共団体の単独補助（又は助成）事業や自転車競技法第12条の16第1項第7号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業を含むものとする。

エ 繰越金等に係る資金の繰替使用

当該身体障害者更生施設等を経営する法人が他の指定身体障害者更生施設等又は指定居宅支援事業者として経理上必要がある場合は、繰越金等に対応する資金の一部を一時繰替使用することができる。

第2 平成15年度以降における運用上の取扱い

1 対象施設について

指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等とする。(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)

2 資金の運用について

指定施設支援に要する費用の額(以下「支援費」という。)は、従来の運営費(措置費)と異なり、指定施設支援を利用者に提供した対価として得ることとなるので、これを主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、指定身体障害者更生施設等は、身体障害者福祉法第5条及び知的障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生施設等であることから、当該施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該身体障害者更生施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を併せて実施している場合を除く。)及び収益事業に要する経費
- (2) 当該身体障害者更生施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費
- (3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 その他

平成15年度以降の指定身体障害者更生施設等の運営に当たっては、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社援施第39号3局長連名通知)及びこれに関連する通知は、適用されない。